

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	東武トップツアーズ株式会社（東京都墨田区押上一丁目1番2号） 名鉄観光サービス株式会社（愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命 名古屋ビル内） 株式会社JTB（東京都品川区東品川2丁目3番11号）			
入札参加停止の期間	東武トップツアーズ株式会社 令和6年6月13日 から 令和6年8月12日まで（2か月） 課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第3第4項により入札参加停止期間を2か月とする。 名鉄観光サービス株式会社及び株式会社JTB 令和6年6月13日 から 令和6年10月12日まで（4か月）			
事実概要	対象会社は、青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月30日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。			
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。			
備考	【入札参加停止措置要領別表第2第5号】 <table border="1" data-bbox="331 1632 1487 2063"><tr><td data-bbox="331 1632 432 2063">独占禁止法違反行為</td><td data-bbox="432 1632 1289 2063">5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）</td><td data-bbox="1289 1632 1487 2063">当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内</td></tr></table>	独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第9号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4か月以上 18か月以内		